

# 財団法人さっぽろ健康スポーツ財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

(昭和59年 4月 1日制定)

平成12年 3月29日改正

平成19年 3月23日改正

(目 的)

- 第 1 条** この規程は、財団法人さっぽろ健康スポーツ財団（以下「財団」という。）の役員及び評議員の報酬、退職金及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

- 第 2 条** 常勤の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(退 職 金)

- 第 3 条** 常勤の役員が退職した場合には、退職金を支給することができる。

- 2 前項の退職金の額は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(費 用 弁 償)

- 第 4 条** 役員及び評議員の理事会及び評議員会出席等のための交通費等は、費用弁償することができる。

- 2 費用弁償に関する基準は、理事長が別に定める。

(支 給 方 法)

- 第 5 条** 常勤の役員報酬の支給方法等は、財団職員の例による。

(委 任)

- 第 6 条** この規程に定めるもののほか、特に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(報酬の額)

理事長	年俸	7,200,000 円
常務理事	年俸	5,400,000 円